

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の体制

当行では、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与を防止し、業務の適切性を確保するため、マネー・ローンダリング等への対策を経営の最重要課題の一つと位置付け、体制の強化に取り組んでおります。

具体的にはマネー・ローンダリング対策統括責任者を委員長とする「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策委員会」を設置し、マネー・ローンダリング等への対策にかかる問題等を一元的に管理し、対応を行っております。

また、リスク統轄部はマネー・ローンダリング等への対策にかかる主管部署として、各部門と連携し、当行が直面しているマネー・ローンダリング等に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じております。

マネー・ローンダリング等の防止に向けた基本方針として「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策ポリシー」を制定し、公表しております。

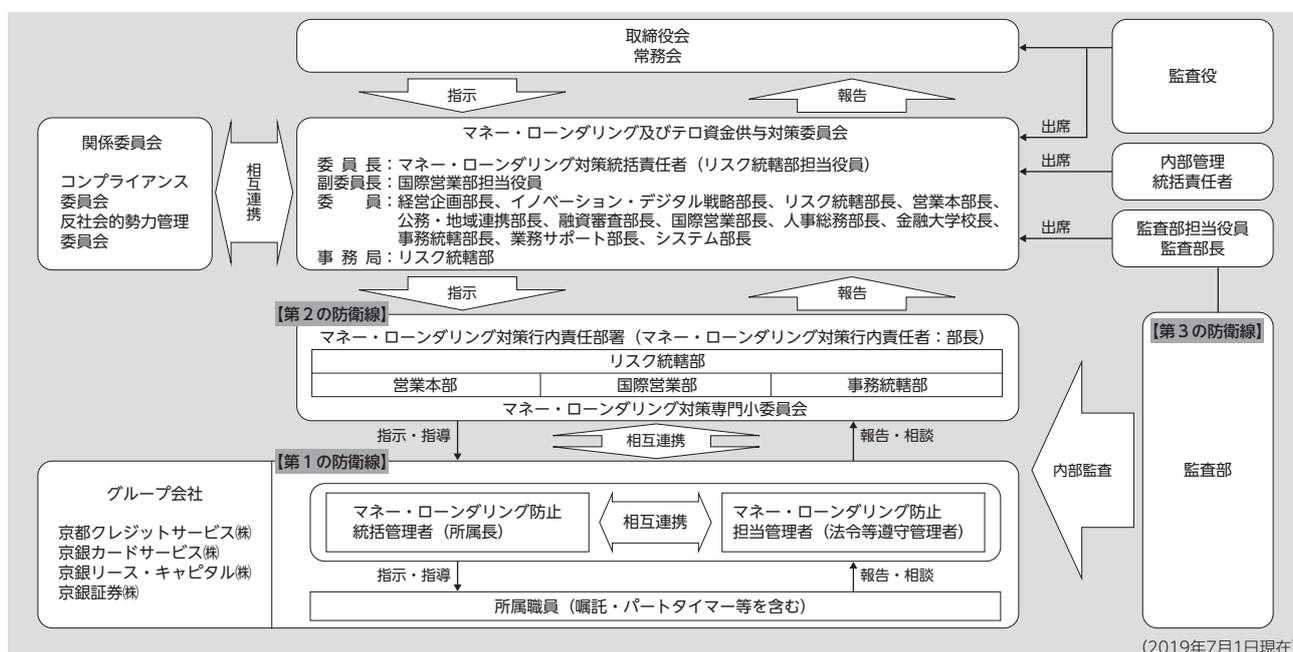
※マネー・ローンダリング

犯罪行為で得た資金を正当な取引で得た資金のように見せかける行為や、口座を転々とさせたり金融商品等の形態に変え、出所・帰属を隠匿する行為

※テロ資金供与

テロ行為の実行や、大量破壊兵器の拡散を目的として、そのために必要な資金をテロリスト等に提供する行為

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策管理体制図



(2019年7月1日現在)

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策ポリシー

京都銀行グループは、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下、「マネー・ローンダリング等」といいます）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次の通り定め、管理態勢を整備します。

- 1.運営方針**
取締役会は、マネー・ローンダリング等への対策を経営上の重要な課題の一つとして位置づけ、組織として適時適切に対応できる態勢を構築します。
- 2.組織態勢**
マネー・ローンダリング対策統括責任者をリスク統轄部担当役員とし、主管部であるリスク統轄部は、各部門と連携を図りマネー・ローンダリング等対策に取り組めます。
- 3.リスクベース・アプローチ**
リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、当行が直面しているマネー・ローンダリング等に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。
- 4.顧客の管理方針**
適時適切な取引時確認を実施し、顧客の属性に即した対応策を実施する態勢を整備します。また、顧客取引記録から定期的な調査・分析を行い、対応策を見直します。
- 5.経済制裁及び資産凍結**
制裁対象者との取引をフィルタリング等により排除します。また、資産凍結等の措置に係る確認について、適時適切に実施する態勢を整備します。
- 6.疑わしい取引の届出**
営業店等からの報告、またはシステムによるモニタリング・フィルタリングで検知した疑わしい顧客や取引等を適切に処理し、当局に速やかに疑わしい取引の届出を行う態勢を整備します。
- 7.コルレス契約締結先の管理**
コルレス銀行の十分な情報収集に努め、その評価を適切に行い、コルレス先のリスクに応じた適切な対応策を講じます。また、当行及びコルレス契約締結先に対し、営業実態のない架空銀行との取引及び匿名性が高い口座での取引を禁止します。
- 8.役職員の研修**
継続的な研修を通じて、役職員のマネー・ローンダリング等に対する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性を有する職員の確保・育成に努めます。
- 9.遵守状況の監査**
マネー・ローンダリング等防止態勢について、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる態勢の改善に努めます。